

SAMPLE

地盤保証書

本保証書は、地盤の調査をもとにした基礎仕様または補強工事を施した建築物であることを証明し、該当建築物の不同沈下による損害を本書裏面記載の規定により保証いたします。

ただし、保証期間内においても以下の理由に該当する場合は保証いたしかねます。

- 本保証書のご提示がない場合。
- 本保証書に当機構の社印及び保証書番号が記載されていない場合。
- 裏面に記載した免責事項に該当する場合。

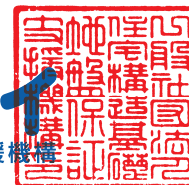
※本保証書を紛失された場合、直ちに当機構に連絡し再発行の手続きを行って下さい。

保証書番号	J2010010001
保証物件所有者	両国太郎 様
物件所在地	東京都墨田区両国〇丁目〇番地〇号
基礎仕様	ベタ基礎
保証期間	2010年1月1日より20年間



ハウスワランティ

一般社団法人 住宅構造・基礎・地盤保証支援機構



地盤保証規定

第1条 [総則]

一般社団法人 住宅構造・基礎・地盤保証支援機構(略称ハウスマンティ、以下当機構といいます。)は、表面記載の物件について、地盤の不同沈下に起因する建物の損害を保証します。

第2条 [保証対象]

当地盤保証は、地盤調査のデータ解析に基づいた基礎工事、または地盤改良工事が実施された建物を保証対象とします。お客様が増改築工事をされる場合、その施工前に当機構の承認が必要となります。

第3条 [保証期間]

保証書記載の保証開始日の午後4時より当該応当日の午後4時までといたします。

第4条 [保証期間の終了]

保証書記載物件の滅失登記がなされた場合、保証書記載の保証期間中でも保証は終了いたします。

第5条 [保証限度額]

一保証対象物件について一事故につき5,000万円まで保証いたします。

第6条 [保証内容]

- ① 不同沈下に起因した建物の不陸及び不具合の補修などは、当保証の開始時の設計、仕様、材料等に従って、その原状と同程度に回復するための補修工事を行います。
- ② 不同沈下の建物の修理等は、当機構の指定業者による施工に限り保証対象とします。
- ③ お客様が保証開始時を上回る材料、品質による修理、付帯工事等を希望される場合には、それらにかかる費用の内、通常修理に要する費用を上回った部分はおお客様の負担となります。
- ④ 補修工事の期間に仮住居が必要な場合は、その諸費用も保証対象といたします。ただし、保証物件所有者が自らの住居用に供している戸建住宅に限りです。
- ⑤ 補修などの実施が困難な場合、又は損害の程度にくらべて補修に過分の費用を要する場合には、当機構は補修に代えて当機構が査定した費用を負担いたします。
- ⑥ 本保証には、休業補償等の営業補償は含まれておりません。

第7条 [保証免責事由]

- ① 当機構の承認を得ず、地下室、地下車庫、擁壁等を含む外構工作物工事等を実施された場合
- ② お客様及び同居者の不適切な維持管理及び通常予測される使用状態と異なる使用に起因する場合
- ③ 近隣の土木工事、道路工事、重量車両の通行による振動などの影響に起因する場合
- ④ 責めを負うべき第三者が存在する場合
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波、台風、落雷、竜巻等の天災に起因する場合
- ⑥ 火災、爆発、暴動等、不可抗力に起因する場合
- ⑦ 地割れ、地滑り、崖崩れ等、地形及び地盤の変動に起因する場合
- ⑧ 植物の根等の成長に起因する場合
- ⑨ 当機構指定以外の業者、材料、及び工法による施工、又はお客様自身の施工による場合
- ⑩ 水平長に対し、勾配角1000分の3未満の不同沈下の場合
- ⑪ 当初の設計・配置計画等と異なる場合

一般社団法人 住宅構造・基礎・地盤保証支援機構

〒130-0026 東京都墨田区両国2-17-17 両国STビル6階 TEL: (03) 5638-0086 FAX: (03) 5638-0076

特記事項
